

2023年8月10日

御中

ヒロセ電機株式会社  
日本法人営業部  
営業二課長 中尾 邦和  
営業四課長 滝田 樹至

文書 No.PCN2023-07 RM シリーズ絶縁材料変更に関する補足ご説明

拝啓 貴社益々ご清祥のことお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
表題の件について下記の通りご報告致します。ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

－記－

1. 絶縁材料変更の背景について

2023年5月、ジュネーブでのストックホルム条約の国際会議において、弊社のRMシリーズにて使用しておりますジアリルフタレート樹脂に含まれる『デクロランプラス』が有機汚染の規制対象物質に決定。これはデクロランプラスを含んだ材料が今後、国際的に各国が協調して加速的に製造・使用の廃絶となる事を意味しており、その影響を受け、急遽、材料メーカーからジアリルフタレート樹脂の生産終了の通知を受ける事となり、弊社としても、急ぎ材料変更の実施を余儀なくされている状況となっております。

\* 詳細につきましては、別紙『RM シリーズ 絶縁材料変更について』をご参照願います。

2. 絶縁材料品変更スケジュール

	CY2023												CY2024											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
POPS条約 正式決定	●																							
代替品 受注開始				●	製品ごとに順次開始																			
貴社ご諒承 現行品 最終受注受付									●															
現行品 最終出荷																				●				

材料メーカーからのジアリルフタレート樹脂 生産終了期日の影響を受け、現行品の受注受付終了が2024年1月31日となります。

絶縁材料変更する製品は、金型を起工しており、2023年8月より、順次製品リリースを行ってまいります。

3. 値上げに至る背景について

25年前の1998年のリリース以降、値上げを避けるべく企業努力を重ねて参りましたが、ここに来て金属材料・人件費等の大幅な価格高騰の影響を大きく受け、関連する企業からの値上げについても受けざるを得ない状況となっております。その為、今回の絶縁材料変更品の値上げをさせて頂きたく、ご理解とご了承を賜りたく、何卒、宜しくお願い致します。

以上

お取引各位

---

文書No.PCN2023-07 別紙  
RMシリーズ 絶縁材料変更について

2023年8月 日  
ヒロセ電機株式会社

## 絶縁材料変更の背景

- ◆ストックホルム条約第11回締約国会議(2023年5月)にて同条約の附属書A（廃絶）にデクロンプラスの追加が決定

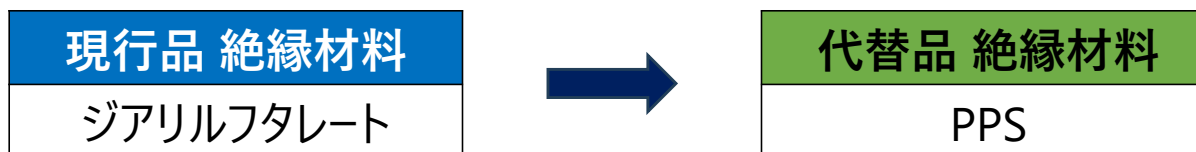
※条約発効は附属書への物質追加に関する情報を国連事務局が各締約国に送付してから約1年後



- ◆材料メーカーより、デクロンプラスが含まれるジアリルフタレート生産終了の通知を受領



- ◆対象製品の絶縁材料を下記の通り変更させていただきます。



規制対応に向けて早期切り替えが必要な状況となっております。

## スケジュール

現行品 受注受付終了	2024年1月31日
現行品 最終出荷日	2024年12月28日
代替品 受注開始	2023年8月31日より順次開始 (※1)

※1 製品ごとの受注開始スケジュールは別紙「対象製品リスト」をご参照ください。

	CY2023												CY2024											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
POPS条約 正式決定	●																							
代替品 受注開始				●																	▶			
貴社ご諒承 現行品 最終受注受付										●														
現行品 最終出荷																					●			

今回の材料変更につきまして、2024年1月31日までにご諒承頂きたくお願い申し上げます。

## 材料変更に伴う形状変更について

---

- ◆ 今回の材料変更に伴い、代替品の一部製品において、絶縁ケースに凹形状(ヒケ逃げ穴)が付きます。現時点では対象製品の形状確定ができておりませんため、別途図面を差し替えさせて頂きたくお願い申し上げます。

ストックホルム条約発効による規制に迅速に対応するため、後追いで図面提出となりますが、何卒ご諒承下さいます様、重ねてお願い申し上げます。

# ストックホルム条約 第11回締約国会議 の結果概要

2023年5月16日

## ストックホルム条約第11回締約国会議(COP11)の結果の概要

### 1. 会議の概要

2023年5月1日～5月12日にジュネーブ(スイス)において、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の第11回締約国会議(COP11)が開催され、新たに「デクロランプラス」「UV-328」「メキシクロル」を同条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。また、「デカブロモジフェニルエーテル」、「短鎖塩素化パラフィン」等についての個別の適用除外及び認められる目的の見直し、条約の有効性の評価などについて、議論が行われました。

### 2. 会議の主な結果

#### (1) 条約上の規制対象物質の追加

ストックホルム条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)の第17回会合(2022年1月)及び第18回会合(2022年9月)における検討結果を受け、POPRCから今次締約国会議に対して条約の附属書A(廃絶)への追加の勧告が行われた3物質について、適用除外の要否、対象物質の定義等が議論された結果、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Aに追加される物質については、製造・使用等の廃絶に向けた取組を、条約の下、国際的に協調して行うこととなります。

#### ○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
デクロランプラス	難燃剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定<sup>注</sup>あり)</li> <li>—航空宇宙(使用のみ)</li> <li>—宇宙及び防衛産業(使用のみ)</li> <li>—医療画像及び放射線治療に用いる機器及び設備(使用のみ)</li> <li>—以下の物品の交換用部品及び修理のための使用</li> <li>・航空宇宙</li> <li>・宇宙</li> <li>・防衛</li> <li>・自動車</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定式産業機械</li> <li>・海洋、庭園、森林及び屋外の パワー機器</li> <li>・分析、計測、管理、モニタリン グ、試験、製造及び検査に用い る計器</li> <li>・医療機器</li> <li>・体外検査用機器</li> </ul>
UV-328	紫外線吸収剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定<sup>注)</sup>あり) <ul style="list-style-type: none"> <li>—自動車部品</li> <li>—自動車、工学機械、鉄道及び 大型鉄製構造物の被覆に使用 する産業用設備及び大型鉄製 構造物の重防食被覆</li> <li>—採血管の内部の機械的分離機 構</li> <li>—偏光器の内部のトリアセチルセ ルロース製フィルム</li> <li>—印画紙</li> <li>—以下の物品の交換用部品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車</li> <li>・固定式産業機械</li> <li>・分析、計測、管理、モニタリン グ、試験、製造及び検査に用い る計器の液晶ディスプレイ</li> <li>・医療機器及び体外検査用機器 の液晶ディスプレイ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
メトキシクロル	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)</li> </ul>

注) 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から 5 年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われます。

なお、上記の適用除外のうち、デクロンプラスの「物品の交換用部品及び修理のための使用」及び UV-328 の「物品の交換用部品」については、対象物品の種類に応じて、①最長 2044 年までの適用除外が認められる、②対象物品の耐用年数まで認められ、2041 年までの COP においてその必要性

が評価される、のいずれかの扱いとされています。  
(備考)上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

#### POPs 条約ホームページ

(<http://chm.pops.int/TheConvention/ConferenceoftheParties/Meetings/COP11/tabid/9310/Default.aspx>)

(2) 過去に附属書に追加された物質の個別の適用除外及び認められる目的の見直し  
ストックホルム条約の附属書A又は附属書B(制限)に掲載された物質には、個別の適用除外及び認められる目的(附属書Bのみ)が認められている場合があります。今回の締約国会議では、これらの規定が引き続き必要か検討を行いました。その結果、2017年の第8回締約国会議(COP8)で附属書A(廃絶)に追加された「デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE)」(主な用途:難燃剤)の建築物断熱用のポリウレタンフォーム及び抗炎症特性を必要とする繊維製品(衣類及び玩具を除く)に関する適用除外及び「短鎖塩素化パラフィン」(主な用途:難燃剤)の製造及び使用に関する適用除外については、締約国からの登録がないことから、2023年12月18日以降に適用除外は認められなくなる見込みであることが報告されました。また、decaBDEの個別の適用除外の登録を行った締約国は、その必要性に関する追加の情報を2024年12月31日までに提出するよう、締約国に対して求めることとなりました。追加情報は、2025年に開催予定の第12回締約国会議(COP12)で検討される予定です。

#### (3) 条約の有効性の評価

条約の有効性評価については、第3回全球モニタリング報告書及び第2回有効性評価報告書が提出され、その結論及び勧告を踏まえて、改善を実施していくことが合意されました。また、2025年開催予定のCOP12における第3回有効性評価に向けたプロセス開始等に係る決議がなされました。

日本としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリング調査により得られたデータの提供、東アジア POPs ネットワークにおける活動等を通じて貢献を行っていきます。

(本発表資料のお問合せ先)

製造産業局化学物質管理課長 水野

担当者: 町田、菊野、入間川

電話: 03-3501-1511(内線 3691~5)

E-mail: bz1-qqhbbf★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

**HRS** HIROSE  
ELECTRIC  
CO.,LTD.